最近における食品の製造又は加工をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、 食品の製造過程の管理の高度化を引

き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の廃止期限を五年間延長するとと

もに、 指定認定機関の定める認定業務規程の公示等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。